

第1章 労働保険事務組合制度

I 事務組合制度の趣旨

労働保険(労災保険と雇用保険)には、加入手続きや労働保険料及び一般拠出金の申告・納付の手続き、その他雇用保険の被保険者に関する手続き等の各種事務手続きがありますが、それらは中小事業主にとって大きな負担となっている場合が多く、労働保険の適用の妨げの一つとなっています。

そこで、厚生労働大臣が認可を受けた既存の事業主の団体が、その構成員たる事業主等から委託を受けて、労働保険事務(労働保険料等の申告・納付や労働保険の各種届出等)を事業主の代わりに行うことができる制度を「労働保険事務組合制度」といいます。

これにより、中小事業主の事務処理面の負担を軽減することで、労働保険の適用を促進し、労働保険料等の適正徴収を図ろうとするものです。

II 事務組合の定義

- 1 労働保険事務組合(以下「事務組合」という。)とは、中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体(以下「団体」という。)が、その構成員である事業主若しくはその構成団体の構成員である事業主又は構成員以外の事業主であって一定の範囲のものの委託を受けて労働保険事務を処理するために、厚生労働大臣の認可(都道府県労働局長に委任)を受けた場合に、その認可を受けた事業主団体を呼称するものであり、事務処理を行うために与えられる一種の資格ともいえるものです。

したがって、事務組合の認可を受けたことによって全く新しい団体が設立されるわけではなく、既存の事業主の団体がその事業の一環として、事業主が処理すべき労働保険事務を代理して処理するものであって、事務組合たる団体の組織は当該既存の団体のそれと同一です。

- 2 事務組合は事業主の代理人として、労働保険料等その他労働保険に関する事務(以下「労働保険事務」という。)を処理するものですが、通常の代理人とは異なり、政府との関係において、一定の要件の下に通常の代理人としての責任以上に特別(民法第644条の善管注意義務より重い)の責任を負うこととされています。
- 3 事務組合は、事業主の代理人として労働保険事務を処理するものであって、健康保険法の規定に基づき設立される健康保険組合のように保険者として保険事業を管掌するものではありません。
- 4 事務組合の認可を受けた団体の呼称には、当該団体の名称に「労働保険事務組合」を冠します。例えば「労働保険事務組合〇〇〇〇〇協同組合」のようにします。

ただし、「労働保険事務組合」は、「事務組合業務を行える(事務組合業務を行う資格を有している)〇〇〇〇〇協同組合」という意味を示すものであり、団体の固有名称中に含まれるものではありません。

- 5 事務組合は、事業主の代理人として「労働保険事務組合事務処理規約」(以下「事務処理規約」という。)に基づき労働保険事務を処理します。

III 母体団体の責任

1 事務組合の運営を管理する責任

事務組合としての事業は、定款等団体の根本となる規則(以下、「定款等」という。)に定められ、団体が行う事業の一環として行われるものであり、団体の他の事業と同様に適正な管理をしなければならない責任があります。

2 事務組合を健全に運営する責任

事務組合としての事業が法的、経済的、社会的に健全な運営がなされるためには、母体団体自体の運営が健全になされていなければなりません。母体団体の定款等の定めに基づき、総会等の議決機関において適正な意思決定がなされること等、全構成員の総意による団体運営が図られてこそ、事務組合事業も健全な発展を遂げることができます。

3 事務組合業務を適正に行う責任

事務組合業務は、関係法令等に定められた事項及び委託契約内容を記した「事務処理規約」に基づき事務処理を行うことです。これらの内容については団体自体が責任をもって対処しなければなりません。

IV 事務組合の責任等

1 労働保険料等の納付責任

事務組合の委託事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を事務組合に交付したときは、その金額の限度で、事務組合は政府に対して当該徴収金の納付を行う責任が生じます。

[労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)第35条第1項]

2 追徴金又は延滞金の納付責任

労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、事務組合は政府に対して当該徴収金の納付を行う責任が生じます。[第35条第2項]

3 事務組合が納付すべき徴収金についての事業主からの徴収

事業主が事務組合へ交付した労働保険料等その他の徴収金並びに事務組合の責めに帰すべき理由がある追徴金若しくは延滞金について滞納があった場合には、政府は事務組合に対して滞納処分を行い、なお徴収すべき残余があるときは、その残余の額を当該事業主から徴収します。〔徴収法第35条第3項〕

4 不正受給等に関する責任

事務組合の虚偽の届出、報告又は証明により不正受給が行われた場合には当該不正受給者と連帯して受給金額を返還しなければなりません。また、事務組合が故意に過少申告して労働保険料等の徴収を免れた場合には、当該差額労働保険料等と追徴金を納付しなければなりません。〔徴収法第21条第1項及び徴収法第35条第4項〕

5 事業主に対する通知等の責任

政府が委託事業主に対して行うべき労働保険関係法令の規定による労働保険料等の納入の告知、その他の通知及び還付金の還付は事務組合に対して行います。事務組合がこれらの告知、通知又は還付を受けた場合には当該事業主に伝える責任があります。〔徴収法第34条〕

6 事務組合が備えるべき帳簿

事務組合は、労働保険事務に関する事項を記載した帳簿等を事務所に備え付けておかなければなりません。詳細については、第5章「労働保険事務組合の備え付け帳簿・書類」(P85)を参照してください。〔徴収法第36条及び徴収法施行規則(以下「則」という。)第68条〕

7 事務処理規約の整備

事務処理規約には、以下の項目を定めなければなりません。
また、変更については団体の総会等の議決機関の承認が必要になります。
なお、東京労働局HPに事務処理規約例を掲載しています。

【掲載場所】

東京労働局トップ ⇒ 各種法令・制度・手続き ⇒ 労働保険関係 ⇒ 労働保険事務組合における社会保障・税番号制度への対応について ⇒ 東京労働局版 労働保険事務組合事務処理規約例(令和3年2月1日改正)

- ① 労働保険事務の委託手続きに関する事項
(委託書の発行・事務処理規約の交付に関する事項を含む)
- ② 事業主が事務組合に対して行う労働保険料等の交付、雇用保険の被保険者に関する届出等の提出期限及び事務依頼の事実関係を立証するための手続きに関する事項
- ③ 事業主から交付を受けた労働保険料等の流用を禁止する事項
- ④ 事業主から交付を受けた労働保険料等は、直ちに納付するときのほかは、銀行その他の金融機関の保険料専用口座に預託しなければならないとする事項
- ⑤ 内部けん制体制及び内部監査に関する事項
- ⑥ 行政庁から受けた通知を事業主に伝達する方法に関する事項

- ⑦ 納期前に事業主から交付を受けた労働保険料等は納期まで、納期後に交付を受けた保険料等は直ちに、その全額を政府に納付しなければならないとする事項
- ⑧ 銀行その他の金融機関の専用口座に預託した労働保険料等は、政府に納付し、又は事業主に還付する場合のほかはそれを引き出してはならないとする事項
- ⑨ 事務組合は事業主から交付された労働保険料等について第 3 期分までを政府に納付したときは、その旨を当該事業主に通知しなければならないとする事項
- ⑩ 事業主から労働保険料等の交付を受け、これを政府に納付したことを証する領収書、納付書等を 3 年間保存しなければならないとする事項
- ⑪ 労働保険料等は、労働保険事務の処理に要する経費及び母体団体の運営費と区分して経理しなければならないとする事項
- ⑫ 事務組合は、毎年 1 回、母体団体の総会等の議決機関において、労働保険料等の徴収・納付状況を報告しなければならないとする事項
- ⑬ 事業主から交付を受ける労働保険料等や政府からの還付金は、専用口座により管理するものとする事項、且つ、事業主から交付を受けた労働保険料等を政府へ納付するまでの間及び労働保険料等を事業主へ還付するまでの間の預金口座は、全て専用口座とする事項。
また、当該専用口座に関しては、次の事項を明記することとする。
 - (1) 開設金融機関名(支店名も含む)
 - (2) 科目(預金種別)
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義人(団体名と代表者の職名までの表示で可)

8 事業主に対する指導

事務組合が労働保険事務処理をするにあたっては、委託事業主への適切な情報提供が不可欠であるだけでなく、委託事業主から、必要な情報や資料提供を受ける必要があります。その事務処理を円滑、適正に行うために、事務組合は委託事業主に対して日頃から適切な指導を行う必要があります。

V 委託できる事業主の範囲

1 事業規模による範囲について

事務組合に労働保険事務を委託できる事業主の範囲は、事務組合として認可を受けた団体の構成員である事業主又は団体の構成員以外の事業主(以下、「員外者」という。)で、次の(1)～(3)に該当する事業主です。〔徴収法第33条第1項、則第62条第1項及び第2項〕

- (1) 日本標準産業分類による金融業、保険業、不動産業、小売業(飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業を含む)を主たる事業とする事業主にあつては、その使用する労働者数が常時50人以下の事業主

(2) 日本標準産業分類による卸売業、サービス業(清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業は除く)を主たる事業とする事業主にあつては、その使用する労働者数が常時100人以下の事業主

(3) 上記以外の業種は、その使用する労働者数が常時300人以下の事業主

<委託事業主の範囲に関する留意点>

◇ 労働者数が「常時300(100、50)人以下」とは、常態として300(100、50)人以下の労働者を使用することをいいます。一時的に300(100、50)人を超えることとなった場合でも、常態として300(100、50)人以下であればこれに該当することになりますが、明らかに委託事業主の範囲を超えることが認められる場合は、事務組合制度の趣旨を説明の上、委託解除の手続き及び個別成立の説明を行ってください。

◇ 「常時300(100、50)人以下」とは**事業場単位ではなく、企業単位**としてとらえます。

つまり、それぞれの事業ごとの労働者数ではなく、事業主の使用する労働者全体の数が300(100、50)人以下であることが必要です。

そのため、同一事業主が場所的に独立した異業種(例えば、製造業と小売業)を営む場合、労働者数の計算にあたっては、それぞれの事業を別個の事業として取扱いますが、企業全体で300(100、50)人を超える労働者を使用している事業主は、範囲を超えた事業について委託することはできません。

◇ 適用事業としての事務組合の母体団体の事務所については本来、委託関係が存在することはありませんが、便宜上委託と同様の取扱いを認めます。

ただし、この場合は自らの労働保険事務を処理しているものにほかならず、徴収法第33条第1項にいう「構成員である事業主の委託」を受けて処理するものではありませんので、報奨金の算定対象事業場には含まれません。

2 員外者の利用の取扱い

(1) 員外者とは、団体設立の趣旨及びその構成員としての加入要件等、団体設立の基本法令上当然に構成員となることができない者その他構成員となることを要しない者であつて、事務組合に事務処理を委託しなければ労働保険の加入が困難であるもの、その他委託により事務処理の負担が軽減されると認められるものがこれに該当します。

(2) 団体設立の根拠法令等に基づき、員外者の数について、一定の制限がある団体にあつてはその制限数、一定の制限のない団体にあつては、構成員たる委託事業の数の100分の20以内の範囲であることが必要です。

(3) 事務組合制度は団体の事業の一環として労働保険事務を行うことを認可しており、団体の意思、すなわち構成員の意思に基づいて組織的、財政的基盤の確立(団体性の確立)がなされていることが極めて重要であり、委託事業主＝構成員という形が基本となるものです。こうした、構成員を基本とした団体の運営基盤が確立されてこそ、事務組合業務の運営が確保されるという事務組合制度の趣旨からみて、員外者の委託は例外的な措置です。

3 委託できる地域の範囲

事務組合へ労働保険事務を委託できる事業主の主たる事務所の所在地に制限はありません。他府県の事業主についても労働保険事務を委託することが可能です。

ただし、事務組合が事務処理規約に、事務委託を受けることができる地域の範囲を別途定めている場合はその範囲のとおりです。

VI 委託できる事務の範囲

1 事務組合に委託できる労働保険事務の範囲（徴収法第33条第1項）

- (1) 保険料等の申告、納付に関する事務
- (2) 保険関係の成立に関する手続き
- (3) 労災保険の特別加入に関する手続き
- (4) 雇用保険の事業所(主)及び被保険者に関する事務(安定所所掌事務組合に限る)
- (5) その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する手続き

<留意事項>

両保険(労災保険と雇用保険)に係る保険関係が成立している事業の場合、両保険に係る労働保険関係が成立する一つの事業として一元的に取り扱うため、一方の保険(片保険)のみの委託や、いずれかの保険を別々の事務組合に委託することはできません。

2 事務組合に委託できない労働保険の事務

- (1) 印紙保険料に関する事務
- (2) 労災保険給付及び社会復帰促進等事業として行う特別支給金に関する請求書等に係る事務手続き及びその代行
- (3) 雇用保険の保険給付に関する請求書等に係る事務手続き及びその代行(雇用継続給付の申請を行うことはできません。ただし、「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」、「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」、「所定労働時間短縮開始時賃金証明書」については、事業主に代わり事務組合が証明するようにしてください。)
- (4) 雇用保険の雇用安定事業及び能力開発事業に係る事務手続き及びその代行

VII 事務組合業務に関する監査及び認可取消

1 事務組合業務に関する監査〔徴収法第43条〕

事務組合業務が法令等に則り、適正に処理されているかについて、随時監査を実施します。

監査対象項目について、電磁的記録により保存している場合は、監査当日には閲覧できるよう準備してください。

なお、監査の結果、事務処理等が著しく不適正な場合は、是正指示を行い、その改善状況について確認をします。

2 事務組合業務の認可取消〔徴収法第33条第4項及び則第67条〕

認可を受けた事務組合が、次のいずれかに該当する場合には、認可庁が認可を取消することがあります。

- ① 労働保険関係法令の規定に違反したとき
- ② 労働保険事務の処理を怠ったとき
- ③ 労働保険事務の処理が著しく不当であるとき
- ④ 認可基準の規定に反するとき
- ⑤ 認可時に付した条件に反するとき

VIII 事務組合委託事業場の適用

1 一元適用事業と二元適用事業

労働保険は事業(事業場)を単位として適用します。事業の種類により、一元適用事業と二元適用事業に区分されます。

(1) 一元適用事業

一元適用事業とは、二元適用事業以外の事業、すなわち労災保険と雇用保険の保険関係の両方を一つの保険関係として取扱う事業です。大部分の事業がこれに該当し、保険料の申告・納付等を両保険一本で行います。

(事務組合委託事業場に係る申告・納付等については東京労働局へ、個別事業場に係る申告・納付等については東京労働局又は監督署へ行うこととなります。)

(2) 二元適用事業

二元適用事業とは、徴収法第39条第1項に規定される適用の特例を受ける事業で、労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係とを別個のものとみなして取り扱う事業で、次に掲げる事業を指します。保険料の申告・納付等を別々に行う事業です。(申告・納付等は、労災保険については、東京労働局又は監督署、雇用保険については東京労働局へ行うこととなります。)

- ア 都道府県及び市区町村の行う事業
- イ 都道府県に準ずるもの及び市区町村に準ずるものの行う事業
- ウ 農林水産の事業
- エ 建設の事業
- オ 港湾労働法の適用される港湾において、港湾運送を行う事業

2 労働保険番号の構成と振り出し

府 県		所掌	管轄	基 幹 番 号					枝 番 号		
1	3			9							

(1) 府 県

事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県を示し、東京都の場合は「13」です。

(2) 所 掌

労働保険事務の所掌を示すもので、「3」又は「1」で表します。

ア 安定所所掌……「3」

一元適用事業及び二元適用事業の雇用保険に係る保険関係の場合に使用します。

イ 監督署所掌……「1」

ア以外のものに係る保険関係の場合に使用します。

(3) 管 轄

事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する安定所又は監督署を示すもので、所掌3の場合は安定所、所掌1の場合は監督署の管轄を2桁で表します。

(4) 基幹番号

事務組合の場合は、先頭数字を「9」と固定し、末尾の数字をもって事業単位の区分をします。
(下記【区分表】参照)

(5) 枝番号

基幹番号ごとに、委託事業場を3桁で表し、委託を受けた順に「001」から「999」までを一連番号で付与してください。(ただし、海外派遣は「301」から「399」までです。)

なお、一度付与した枝番号を再使用することはできません。

以前に委託を受けていた事業場から、再度委託を受けた場合でも新たに枝番号の付与が必要となります。

労働保険番号(基幹番号)の追加付与の手続きについてはP16を参照ください。

【区 分 表】

※()内は予備番号

委 託 事 業 の 区 分		府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号					
一元適用事業(中小事業主等の特別加入者を含む)		1	3	3		9				0 (1)
二元適用事業で雇用保険の保険関係に係る事業		1	3	3		9				2 (3)
二元適用事業で労災保険に係る事業(中小事業主等の特別加入者を含む)	事業の種類が林業に属する事業	1	3	1		9				4
	事業の種類が建設の事業に属する事業	1	3	1		9				5
	事業の種類が林業及び建設の事業以外の事業(建設の事務部門を含む)	1	3	1		9				6 (7)
一人親方、家内作業従事者等の特別加入団体又は、海外派遣者の特別加入事業		1	3	1		9				8
船舶所有者の事業		1	3	3		9	2			0